瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２０号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和３２年瀬戸市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第３条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
＜省略＞					
市長印	瀬戸市長印	古印体	５×５	個人番号カード、特定特別永住者証明書、特定在留カード並びに特別永住者証明書及び在留カード専用	市民課長及び支所長

改正前

別表（第３条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
＜省略＞					
市長印	瀬戸市長印	古印体	５×５	個人番号カード並びに特別永住者証明書及び在留カード専用	市民課長及び支所長

＜省略＞	＜省略＞

附　則

この規則は、公布の日から施行する。